

## 仮名草子における典拠の問題

— 『悔草』を中心に —

渡 辺 守 邦

要 旨 啓蒙とは、学殖の落差に基く営為であり、倫理的価値観を介入させることによって、そこに教訓的姿勢が生ずる。教訓的言辞を弄する仮名草子にとって、作者の知識教養の実態を説明することは、作品の思想性や文学性を考えるための基本である。

このような考えのもとに『悔草』に利用された例話や引用の出自を調べてみた。その結果として、『語園』『脛言抄』『童観鈔』等のカナ交り文による啓蒙的要文集、あるいは『可笑記』『祇園物語』等の同類の先行作品など、簡便で手近かな書物の食欲な利用がみられること、そしてこのような態度が『悔草』だけに特異なものではなく、同類の著述の一般的傾向であり、その影響を受けたものであること等を、報告することができる。

旗本と思われる幕臣の手になったという点において『梅草』は特異な仮名草子である。作者井上小左衛門は、他の啓蒙的な随筆の作者たちと同じく、浪人の体験を持ってはいるが、再仕官の望みをはたし、その後この書物を著している。<sup>(1)</sup>しかしこの点をもとに、ただちに『梅草』の当代批判の質を問題にすることは、性急に過ぎよう。『梅草』には、他の仮名草子と同じように、和漢の典籍に基いた箇所が数多くあり、これも他の仮名草子の場合と同じであるが、出典を明記せずに用いられているのである。それらの箇所を明らかにし、作者独自の文章を識別するとともに、その関連のさまをも明らかにしておくことが、最初になされなければならない。

また、和漢の典籍に基いた箇所の詮索は、仮名草子の作者たちが、その知識をいかなる手段によって得たのかというところを、副次的に浮かび上らせるであろう。教訓的な言辞を弄する場合などには、故事や逸話を例話として添えることによって、達意をはかろうとする。啓蒙期の所産である仮名草子も教訓を開陳することが少なくないが、その場合、儒学盛行の時勢を反映したものであろう、「唐（もろこし）の……は」で始まる漢籍に材料を仰いだ例話や引用を愛好する傾向を見うける。それらの知識は書籍に基いたものだったのだろうか、耳学問であったものか。仮名草子のうち、『徒然草』風の随筆類の作者に関しては、後者とするのが、従来の一般的な見解である。たとえば、山岡元隣や江島山水などが舌耕としての経歴を持つこと、如儡子や井上小左衛門などが夜咄の講説者であったと推察されることから、あるいは、同一の例話が諸書にくりかえして利用される傾向があるところ等から、講釈、夜咄の席でしばしばとりあげられるところを、耳にして得た知識の利用、とされる。<sup>(2)</sup>

しかし、それらの知識が、書物を通して目から得たところのもの、と想定してみることもできなくはない。仮名草

子の作者たちが、漢籍の諸書を博搜して得たところを用いているとは、その著作中にうかがうことのできる学殖のほどからして、できないではあろうが、彼らが共通の種本としたであろう、当時流行の故事集成的な書物あるいは類書のようなものを想定してみることも不可能ではない。近世に入っている出版業の急激な盛行によって、数多くの書物が刊行されるが、古活字版として漢籍の仮名講説（所謂抄物）が刊行され、一群をなしていることが注目される。<sup>(3)</sup>それは中世後期に五山で行なわれたものが、出版界の活況によって呼び出しを受けたものだったのであろうが、仮名講説という叙述の方法を承継いで、新注学者たちの著わしたものが、啓蒙的仮名抄と呼ばれるものであろう。藤原惺窩の『寸鉄録』『大学要略』、林羅山の『卮言抄』『春鑑抄』『三徳抄』『童観鈔』『童蒙抄』、松永尺五の『粹倫抄』等がそれであるが、下級読書人によって、五倫五常の何たるかを知り、先哲の逸話や名言を理解するための簡便な書物として、盛んに用いられたであろうことは想像に難くない。

『梅草』の作者の場合は、はたしてどうであつたらうか。

一

『梅草』の場合、漢籍に源泉を發する例話や引用が何に基いたものかについての詮索を、經子史の書籍を対象に行うのは迂遠に過ぎるものようである。『梅草』の作者は、諸書を博搜して、材料を求めるといふ努力を払ってはいない。たとえば、

もろこしの謝安と云人。謡の上手也。鼻に病有て声にこれり。洛中の人々。其音曲をまなへとも。及ふ人稀也。せめてはなを  
おほふて。声の濁を似せけるとなん。（『梅草』中・22<sup>(4)</sup>）

という謝安の逸話は、漢籍の諸書から逸話や故事を選んで和訳を行なった『語園』に依ったもの、とすることができ。『語園』に、次のようにある。

鼻声ヲ学事 事文

謝安ハ。洛下ノ書生ナリ。謡ノ上手ニテ。其名世上ニ聞ヘケリ。鼻ニ病有テ。声濁リケリ。洛下ノ人。ソノ音曲ヲ。学ブニ。及ブ者稀レ也。皆ハナヲ掩テ。コエノ濁レルヲ。ニセケルトナン。(『語園』上・79)<sup>5)</sup>  
また、

富貴の人は耳大きなるといへとも。まつしき人に。大耳あり。されは駟馬の耳大きに。竜の耳ちいさしとかや。(『梅草』中・29)

の場合も同じである。『語園』は次の通り。

耳ノ大小ヲ論ズル事 事文

李忠臣ト云モノ。耳人ニ過テ。大キ也。徳宗曰。汝ガ耳長大也。貴人ハ。耳必大也。忠臣ガ曰。ワレキク。驢馬ノ耳ハ大キニ。竜ノ。ミ、ハ小也。忠臣曰。ミ、ノ大キナルハ。則驢馬ノ。ミ、ナリ。(『語園』下・68)

右のそれぞれの例は、辞句や行文の近似によってその関連を認めざるを得ないであろう。しかし、これらの例話が、当時、漢籍の講義や講釈によって耳なれていたところから来たもの、という蓋然性もあり、口語りによるあるきまり切った話型による一致という可能性もまたありうるのであって、『梅草』『語園』間の関連を承認するためには、もう少し厳密な検討を加える必要がある。先に掲げた二例の場合が、当時流布して周知であった耳からの知識による一致でないことは、両書の直接的な関係に基く一致であることを証することによって言えるであろう。

『語園』の「鼻声ヲ学事」「耳ノ大小ヲ論ズル事」というそれぞれの見出しの下に「事文」と記されている。これはその一話の典拠を示したものであり、「事文」とは『事文類聚』を意味する略号のようである。『事文類聚』に

は、それぞれ次のようにある。

鼻疾音濁

謝安本能<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>ニ洛下書生ノ詠<sup>ヲ</sup>有<sup>リ</sup>ニ鼻疾<sup>ノ</sup>故<sup>ニ</sup>其音濁<sup>シ</sup>。名流愛<sup>シ</sup>ニ其詠<sup>ヲ</sup>而弗<sup>レ</sup>及<sup>ス</sup>。或掩<sup>テ</sup>鼻<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>効<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>。(『事文後集』卷十九、  
「鼻耳」)

耳大貴人

汴洲ノ節度李忠臣。嘗<sup>キ</sup>因<sup>テ</sup>奏對<sup>ニ</sup>德宗謂<sup>レ</sup>之<sup>曰</sup>。卿<sup>ノ</sup>耳甚大<sup>ナリ</sup>。貴人<sup>ナリ</sup>也。忠臣對<sup>テ</sup>曰。驢耳<sup>ナリ</sup>。(同)<sup>(6)</sup>

両者とも『事文類聚後集』卷十九の「鼻耳」の項にある。『語園』の注記に従って、その典拠である『事文類聚』と比較するとき、『語園』は必ずしも『事文類聚』の行文を忠実に追っているわけではなく、辞句を補ったり、言い換えを行なって、和訳をこころがけていることを見てとることができる。たとえば「鼻声ヲ学事」の一話では、「本能<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>ニ洛下書生ノ詠<sup>ヲ</sup>」を「洛下ノ書生ナリ。謠ノ上手ニテ」と和訳を試み、「或掩<sup>テ</sup>鼻<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>効<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>」を「ハナヲ掩テ。コエノ濁レルヲ。ニセケルトナン」として、達意を求めている。「耳ノ大小ヲ論ズル事」の一話でも、「忠臣ガ曰。ワレキク。駟馬ノ耳ハ大キニ。竜ノ。ミ、ハ小也。」という、はさみ込みになった一文は、『事文類聚』の原文には存在しないものであって、新たな付加、とすることができ。これは『事文類聚』が「忠臣對<sup>テ</sup>曰。驢耳。」と表現したところを、簡略に過ぎると考えて、敷衍したものなのであるが、「忠臣ガ曰。……竜ノ。ミ、ハ小也。忠臣曰。ミ、ノ大ナルハ……」と、文章の脈絡を乱す結果を恐れないでの挿入なのである。

これらの補いや言いかえ箇所は、『事文類聚』に対しての『語園』の「離れ」であり、独自異文ということになるが、『梅草』と『語園』との行文の一致が、それらの箇所をも含めてのものであるならば、両者の類似は、何らかの関連に基くもの、とせねばならないことになる。もう一度、先の引用例にたちもどって、この点を確かめてみるならば、「謠の上手」「声の濁を似せけるとなん」「駟馬の耳大きに、竜の耳ちいさし」等が、『語園』の『事文類聚』か

らの独自異文と一致するものであり、それらを除いた行文も、『語園』の表現とほぼ重なり合っていることを知り、『梅草』のさきの二つの引用例は、いずれも『語園』に依拠したものと、という結論に至るであらう。

『梅草』に載せる例話の典拠が『語園』であるとの仮説を設けて、『語園』とその典拠である『事文類聚』との間に存在する「離れ」をもとに、その仮説を裏づけてみたのであるが、この裏づけを検証する意味で、別の方面から『梅草』と『語園』との関係を考えてみることにしよう。

なまむしの梨を義母にすすめたという些事を理由に、孔子の弟子である曾子が、妻を離縁したという例話を例にとってみよう。『梅草』に次のようにある。

曾子は繼母に孝行なり。有時曾子か妻。梨なまむしのなまむしなるを母にすゝめたり。曾子見ていかり。其まゝ妻をおる出せり。有人來り。いかで妻をいだせるや。答ていはく。梨なまむしの熟勢なまむしざるを。母にすゝめたり。わづかの事なれば。くるしからざれとも。能むして。まいらせよといひしをもちいず。かゝるすこしきの事だに。角あれば。ましてよろづの事をやといへり。〔梅草』上・9)

曾子のこの逸話の原拠は『孔子家語』である。『孔子家語』に次のようにある。

曾參ハ南武城人ナリ。字子輿。少キ孔子ヨリ四十六歳。志存ス孝道ニ。故ニ孔子ヲ因テ之ニ以テ作ル孝經ヲ。……(中略)……(後略)……(孔子家語』卷九、弟子解)<sup>(7)</sup>

『孔子家語』ではこの一話は、曾子が孔子をして『孝経』を執筆させるに至るほどに孝の道に志の厚かったことを説明する逸話として載せる。『梅草』で、曾子の妻が姑に供えた食物が「梨なまむしのなまむしなる」という理解に苦しむ珍物になっているが、それは「藜蒸」の誤読であることが『孔子家語』を閲することによって明らかになる。蒸し藜をむし梨としたのは、しかし、『梅草』の誤ちではない。次に掲げる二つの引用例によって、誤ちの源を突きとめること

ができる。

梨熟セズシテ妻ヲ出事 事文

曾子継母ニ事ヘテ。孝ヲコタラズ。曾子ガ妻。梨ヲ蒸テ。未ダ。ナナムシ成ルヲ。母ニ勸メタリ。曾子怒テ。妻ヲ出セリ。アル人ノ曰。是レ七出ニアラズ。イカデカ。妻ヲ出セル。曾子曰。梨ノ熟セザルコト。小物ナレバ。苦カラズ。去トモ吾ヨク蒸テ。ス、メヨト。ユイケル言ヲ用ズ。懸ル小事ヲサヘ用ズ。況ヤ大事ヲヤ。（『語園』上・73）

蒸<sup>レ</sup>梨<sup>ヲ</sup>出<sup>ス</sup>妻<sup>ヲ</sup>

曾參後母遇<sup>シテ</sup>之<sup>ヲ</sup>無<sup>レ</sup>恩。供養不<sup>レ</sup>衰。其<sup>ノ</sup>妻以<sup>テ</sup>蒸<sup>シテ</sup>梨<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>熟<sup>シテ</sup>因<sup>テ</sup>出<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。人<sup>ノ</sup>曰。非<sup>レ</sup>七出<sup>ニ</sup>也。參<sup>ヲ</sup>曰。蒸梨小物耳。吾欲<sup>レ</sup>使<sup>レ</sup>ト<sup>レ</sup>熟<sup>シ</sup>而<sup>シテ</sup>不<sup>レ</sup>用<sup>シ</sup>吾命<sup>ヲ</sup>。況<sup>ヤ</sup>大事乎<sup>ハ</sup>家語（『事文後集』卷十五、「出妻」）

『事文後集』の段末にある「家語」という注記は出典の明示であり、『孔子家語』に依ったことを示している。『孔子家語』の「藜蒸」を『事文後集』が「蒸梨」と誤り、それを『語園』が「梨ヲ蒸テ。未ダ。ナナムシ成ル」とそのまま襲ったのである。そして『梅草』の「曾子か妻。梨のなまむしなるを母にすゝめたり」という記述は、問題の箇所を含む『語園』の「曾子ガ妻。梨ヲ蒸テ。未ダ。ナナムシ成ルヲ。母ニ勸メタリ」という文を、そのまま敷き写し的に利用したもので、ということになる。なまむしの梨というゲテ物は、『孔子家語』→『事文後集』→『語園』→『梅草』という経路を逆にさかのぼってみることで、その正体が明らかにされる。

『梅草』上巻第三話の場合も、『語園』との直接的関連を言う一証左とすることができる。『梅草』上巻第一話は、子どもを陶冶し教訓することの必要性を論じ、第二話以下に、年令に応じての各論を展開する。第二話の、満一歳の誕生日に、幼児が手に採った品物によって、その生い先きを占うという試児の記事は、『語園』上巻第十二話「小児ノオヒサキヲ試ムル事」と一致する。第三話は八歳児について論じ、この年ごろから幼学の道を言いふくめ、しつけを与えることが父母のつとめであることを「孟母か三遷のことはり」を例に述べ、また幼くして聡明であった例とし

て、魏の蒼舒の逸話と、司馬温公の擊瓶のこととをあげる。象の重さを計るのに舟を用いることを案出したという蒼舒の逸話は、『語園』上巻第三話「舟ニテ象ヲ計ル事」と一致する。試児と蒼舒とは、ともに、例の「離れ」の部分においても、『語園』と一致する。そして『梅草』の、「試児」・「孟母三遷」・「蒼舒計象」・「温公擊瓶」は『語園』では、それぞれ上巻の第十二・十三話、第三・四話なのである。「孟母三遷」と「温公擊瓶」とは、それぞれ「孟母が三遷のことは」「司馬温公。おさなき時。かめをわつて児をたすけ給ひし事」というわずかな記述であって、『語園』との一致を吟味すべくもないし、とくに典拠の詮索を必要としない、ごくありきたりの故事ではある。しかし、むしろ、ごくありきたりの故事は、くぐくぐしい引用を省略して簡略なかたちで利用したもの、と考えてみることによって、『梅草』における例話配列順序の偶然は納得が行くことになる。『梅草』の二つの連続を含む『語園』との一致は、『両書』の関連に基くもの、と想定してみることによって、偶然は偶然でなくなるし、『梅草』下巻第二十一話の、澹台滅明が溺死した愛児の葬りを否み、鼈魚のついでに任せたと逸話とそれに続く、「或は子夏はかなしひて眼をそこなふ。東門呉はかなしまずとかや」という東門呉の話とが、『語園』でも「子水ニ溺事」(上・63)「子死テ悲マヌ事」(上・64)と、隣合って並んでいることを説明してくれることにもなる。

このようにして『梅草』が依拠した典籍として認めるということになると、二十箇の例話が『語園』に出目を有することになる。その一つ一つについて詳説するのは煩わしい。表によって関連の実態を示すに止めたい。

梅 草		語 園		原 拠	
上2	児の生れて又の年……	上12	事文(後集卷五)		
3	魏の太祖。象のおもさを……	上3	三國志(卷二〇)		
5	唐に有人若年の時……	上19	事文(後集卷六)		



9	曾子は継母に孝行なり……	上 73	事文（後集卷一五）
10	唐に范文公は……	下 58	事文
72	唐に妻なき人有……	下 86	家語（卷二）
33	范元琰が家の竹の子……	上 86	事文（後集卷二五）
83	有園ざかひに。瓜の能を……	上 94	晉書（新書、退謙）
6	有妻の乗物と。入道の乗物と……	上 35	事文（後集卷三）
中	虎は百獸を。ぶくすたけき物也……	下 6	文選注
8	唐の魏公の臣下。あやまつて	下 84	事文（別集卷一六）
11	しゅくんの御馬のくら鼠にかぶらせ……	下 18	三國志（鄧哀王沖伝）
22	唐に林宗とて。名を得し人……	下 81	後漢書（郭太伝）
26	もろこし謝安と云人……	上 79	事文（後集一九）
29	唐に肅公と云人	上 55	類説
34	唐に陸賈がいはく……	下 33	西京雜記（卷之三）
下 12	富貴の人は耳大きなる……	下 68	事文（後集卷一九）
21	唐の太祖。数万のつはもの。ひきくして……	上 83	晏子春秋（卷三）
	唐の安子は。御殿の鼠に……	下 16	晏子春秋（卷三）
	滅明が子は。水に溺て……	上 63	事文

○原拠とは、『語園』の明示する出典。カッコ内はその詳細。上94の『晉書』は『新書』の誤り、

二

『梅草』の漢籍に原拠を持つ例話や引用は、『語園』一書だけによってカバーすることはできない。他にどのような典籍を利用しているのでしょうか。

陶淵明が地方官として赴任するに当り、故郷にあつて留守をあずかる息子のもとに下僕を遣し、仁愛をもって使役するようにと言いやつた添状のことが『梅草』に、次のようである。

淵明は子の方へ。やつご遣しける時はく。此者も。人の子なれば。我汝をおもふことく。あらん程に。懇に。あはれみ遣ふべしといへり。〔『梅草』中・5〕

この逸話は、内容が人々の共感をそそつたらしく、当時の書物にしばしば寓目されるところである。例を手近かな書物から引いてみれば、即座に、次のようなものが挙がる。

遣<sup>テ</sup>力<sup>ヲ</sup>助<sup>ク</sup>勞<sup>ヲ</sup>

陶潛<sup>ヲ</sup>爲<sup>シ</sup>彭<sup>澤</sup>令<sup>ト</sup>不<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>家<sup>ヲ</sup>累<sup>ヲ</sup>自<sup>レ</sup>隨<sup>テ</sup>送<sup>テ</sup>一<sup>カ</sup>力<sup>ヲ</sup>給<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>子<sup>ニ</sup>書<sup>シ</sup>曰<sup>ク</sup>汝<sup>且</sup>夕<sup>ノ</sup>之<sup>費</sup>自<sup>給</sup>爲<sup>レ</sup>難<sup>ト</sup>今<sup>遣</sup>此<sup>力</sup>助<sup>テ</sup>汝<sup>ノ</sup>薪<sup>水</sup>勞<sup>一</sup>亦<sup>人</sup>ノ<sup>子</sup>ナ<sup>リ</sup>也<sup>可</sup>シ<sup>ニ</sup>善<sup>ク</sup>遇<sup>フ</sup>之<sup>ニ</sup>

助<sup>ク</sup>汝<sup>ノ</sup>薪<sup>水</sup>ノ<sup>之</sup>勞<sup>一</sup>此<sup>ト</sup>亦<sup>人</sup>ノ<sup>子</sup>ナ<sup>リ</sup>可<sup>シ</sup>ニ<sup>善</sup>ク<sup>遇</sup>フ<sup>之</sup>也<sup>〔事文後集〕</sup>卷十七、「奴僕」

陶淵明与<sup>ル</sup>子<sup>ニ</sup>書<sup>シ</sup>云<sup>ク</sup>汝<sup>且</sup>夕<sup>ノ</sup>之<sup>費</sup>自<sup>給</sup>爲<sup>レ</sup>難<sup>ト</sup>今<sup>遣</sup>此<sup>力</sup>助<sup>テ</sup>汝<sup>ノ</sup>薪<sup>水</sup>勞<sup>一</sup>亦<sup>人</sup>ノ<sup>子</sup>ナ<sup>リ</sup>也<sup>可</sup>シ<sup>ニ</sup>善<sup>ク</sup>遇<sup>フ</sup>之<sup>ニ</sup>

淵明ガ子ノ所ヘ一カヲヤルトキニ。如此云ヤルナリ。汝カ朝夕ノシハサ。自ラスルコトナリカタカルヘシ。カハヤツコナリ。此ヤツコヲヤリテ。汝カタメニ。柴薪ヲトラセ。水ヲクマスルナリ。此ヤツコモ。人ノ子ナレハ。其ヲヤノ子ヲオモフコト

ハ。我カ汝ヲオモフ如クアルヘキホトニ。此ヤツコヲ。ネンコロニヨクアハレミツカフヘシ。〔童觀鈔〕168段<sup>(8)</sup>

陶淵明ガ一力をやとひ。我子のもとへ送りて。汝の薪水の勞をたすく。是も又人の子也。よく遇すべしといへる。仁愛の道也。〔野槌〕「下之一、142段」

むかし、陶淵明と云る人、菊を愛してうへけるとぞ。此人ある時。わが子のもとへ、りきといへるものをつかはしけるとて、文をそへてやる。其文の詞に曰、我汝をはゆく思ふゆへに、此りきをやりてつかはするそ。何事にてもてづからする事なかれ。ある時は柴をとらせて薪とし、いづみをくませては茶の水とせよ。さりながら、我汝をかはゆく思ふやうに、此りきがおよや、又りきをかはゆく思ふべし。さるほどに、不便に思ひ情をかけてつかふべし、とかけり。りきとは中間など云る類の者也。〔可笑記〕五一58)

陶淵明といふ人は、きはめて賢人の名を得たり。その子に被官のめしつかひをやらるゝ時に。汝かならず。此ものに不敏をか

けてめしつかふべし。これもまた人の子なりと。かきてつかはしけると也。（『堪忍記』九ノ三）  
陶渊明が子の所へ使者をやるとて、汝が朝夕の仕業、自らする事なりがたかるべし。此もの家つ子なり。此家つ子をやりて、汝が為に柴薪をとらせ、水をくまするなり。此家つ子も人の子なれば、其親の子を思ふ事は、わが汝を思ふ如くあるべき程に、此者を懇によく憐み使ふべしといひやりぬ。（『わらんべ草』38段）

陶渊明のこの逸話を利用する書物はまだこの他にもあろう。たとえば『おくのほそ道』黒髪山の条で、同行者曾良のことを紹介する「余が薪水の労を助く」という行文は、従来、梁の昭明太子撰『陶靖節伝』に基くもの、とされてきたが、もっと芭蕉の身近にあり、簡便であった書物との関連を考えるべきであるとして『董観鈔』のここに掲げた記事のうちから表現を採ったもの、とする説があつたりする。<sup>9)</sup>

右に羅列した「渊明一力」の逸話は、長短精粗まちまちであつて、それぞれの間の影響関係を想定してみることは不可能であるかに見える。しかし、『悔草』がそれらのうちのどれと関連を持っているかを検討してみるとはできない。原話の最後の部分「可善遇之」を、それぞれの書物がどのように表現しているかが、そのメルクマールとなる。

A 善クコレヲ遇スベシ

と直訳するものと、ことばを補って和訳を試みたもの、との二種類があり、後者は、さらに

B 不使（敏）に思ひ、めし使ふべし

とするものと、

C 懇によくあはれみ使ふべし

とするものとの二つに分かれ、右に羅列した各例を、この三種類のどれかに分類することができ、例外の存在しないこ

とがわかる。それぞれの範疇のうちにおける影響関係を吟味してみることは、いま、ここでは必要あるまい。「懇に。あはれみ遣ふべし」という『悔草』の属するC類に限って、それを行えば充分であろう。この類に属するのは他に、『童観鈔』のカナ書き部分と『わらんべ草』とである。『わらんべ草』の完成は万治三(一六六〇)年十二月であり、その草稿である「昔語」も慶安四(一六五九)年の成立<sup>(10)</sup>であって、正保四(一六五七)年刊行の『悔草』に遅れるものであるから、典拠としての検討の対象から除外してよい。そうすると、残るのは『童観鈔』だけ、ということになる。『童観鈔』で刊記を持つものは万治二年版があるが、これは求版本とされている。別に無刊記版が二種あり、そのうちの一種が寛永版とされていて、年代的に『悔草』の典拠たりうる。両書の「渚明一力」の逸話の文章を比較してみると、  
『悔草』は『童観抄』の段末をほぼそのまま利用しているもの、との印象を受ける。すなわち、『童観抄』のカナ書き部分のうち、

渚明ガ子ノ所ヘ一カヲヤルトキニ。如<sup>レ</sup>此云ヤルナリ。ハ汝カ朝夕ノシハサ……水ヲクマスルナリ。√此ヤツコモ。人ノ子ナレハ。ハ其ヲヤノ子ヲオモフコトハ。√我が汝ヲオモフ如クアルヘキホトニ。ハ此ヤツコヲ。√ネンコロニハヨク√アハレミツカフヘシ。

という文章のうちの括弧でくくった部分を省き、省略を行なったがゆえに文意が通じにくくなった辞句のはしばしに、いささかの修正を加えてみると、それがそのまま『悔草』の文章になる。<sup>(11)</sup>

このようにして、『童観鈔』を『悔草』の典拠の一つとして想定できそうであるとの予見が成立する。この予見をもとに、両書の関連を認定しようものかどうかについての検討に入ることになしよう。

「知らぬ国へ入は。禁制の事をとひ。其門家に入ては。其いむ事をとふへし。」という教誡の言は、先行の仮名草子『可笑記』の「他国へ行候は、まづその国所の掟法度を、やどのあるじに念比にたつねとふべし」(三一—33)を念

頭に置いてのものなのであるが、『梅草』は、その例話として、妻を離縁しようとした孟子を、孟母が説諭したという説話を用いている。『梅草』のその例話は次のようなものである。

孟子外よりかへられしに其妻。肩をぬぎてゐたり。孟子見ていかりけり。かのつま孟子の母にむかひ。角と云て暇をこふ。母聞てまうじをよびていはく。門にいらんとては誰か有ととひ。堂に上らん時は。帯より下を見る。人のあやまり。見まじき為なり。孟子聞給ひて。妻をさらざりけり。（『梅草』上・39）

教誡の主旨と例話の内容とが必ずしもしくりしてはいない。それはそれとして、この例話の原拠は、『列女伝』巻一の「鄒孟軻母」であり、次のような文章である。

孟子既娶將入私室其婦袒而在内孟子不悅遂去不入婦辭孟母而求去曰妾聞夫婦之道私室不与焉今者妾竊墮在室而夫子見妾勃然不悅是客妾也婦人之義蓋不客宿請婦父母于是孟母召孟子而謂之曰夫礼將入門問孰存所以致敬也將上堂声必揚所以戒人也將入戶視必下恐見人過也今子不察於礼而責礼於人不亦遠乎孟子謝遂留其婦君子謂孟母知礼而明於姑母之道<sup>104</sup>

先に『梅草』との関連を問題とした『語園』は、『列女伝』のこの一節を、次のようにまとめている。

男其ヨメヲ留事 列女伝

孟子已娶リ。室ニ入ントセシニ。ソノ妻室ノ中ニ。膚ヲ少著シテ居タリ。孟子見テ。ソレヨリ室ニ入事ナシ。終ニ。ソノメニ近ク事ナカリシカバ。女孟子ノ母ニ。暇ヲ乞ケリ。母孟子ヲ呼デ。イヒケルハ。其礼ハ堂ニ昇トテハ。マツ声ヲ揚。是人ヲ禁ル故也。又戸ニ至トテハ。必下シテ見。是人ノ過チヲ見ル事ヲ。ソルル故也。今汝礼ヲ去テ。妻ヲ責ルト云トモ。却テ汝ガ。過ニ。アラズヤ。孟子終ニ妻ヲ。留タリ。（『語園』上・70）

『語園』は『列女伝』の文章の要点を摘んでまとめ、文体も言い換えを多用して、『梅草』の文章に近づいていることがわかる。『梅草』は『列女伝』に直接依ったのではなく、『語園』に類する和訳ものを利用したものとの推測がここに成立するであろう。しかし、すでに見たような二十箇の例話が関連を認めることができるという事実にも

かかわらず、この例の場合には、『梅草』は『語園』に依ったものではないことを証明できる。それは次のようなところからである。原拠の『列女伝』で、孟母が語る、帰宅した者の順守しなくてはならない礼法は①「入門問孰存」、②「上堂声必揚」、③「入戸視必下」の三箇条である。『語園』には、そのうちの②と③とが記されている。『梅草』も二箇条ではあるが、①と、もう一つは②③を混淆した一箇条と、なのである。

ところで、この「孟母留嫁」が『童観鈔』には、次のようにある。

列女伝ニ云。孟母曰。夫礼ヲ將ニ入レト門ニ問ラニ孰カ存ト。所コ以テ致シ敬リ也。將ニ上ラント堂ニ声必ス揚グ。所コ以テ戒レ人ト也。

將ニ入レト戸ニ視レ必ス下ケテ。恐クナリ見コト人ト過リ也。

孟子外ヨリカヘリテ。室ニ入レハ。ソノ妻カタヌイテ内ニアリ。孟子ヨロコヒス。ソノ妻。孟子ノ母ニムカイテイトマヲコフ。母孟子ヲヨンテ右ノ語ヲツグル也。礼法ニ門ニ入ントスルトキハ。タレカアルト問フ。コレツ、シミノユヘナリ。堂ニノボラントスルトキハ。コハヅクリシテノホル。人ニ用心サセンタメナリ。戸ニ入ントスル時ハ。帯ヨリ下ヲミル。人ノアヤマチヲミマジキガタメナリ。コレ礼法ノサダマレルトコロナリ。シカルニ今。孟子コノ礼ヲオコナハスシテ。妻ノカタヌゲルヲミテ。コレヲセムルコトイカンゾヤトイヒケレハ。孟子ソノ妻ヲト、メテサラザリキ。時ノ人孟母カ礼ヲシルコトヲホメタリ。

#### 〔童観鈔〕11段

『童観鈔』はここに見るように、はじめに出典を示し、次に、句読点や送りかな等を付けた原文を掲げ、その和訳を割注のかたちでカナ交り文によって述べる。カナ交り文部分には、和訳の他に語釈、典拠の解説等をも交え、まれにはその逸話をもとにしての教訓を加えたりする場合もある。和訳は訓読に終ることはなく、右に見るように、大胆な意訳を交えた、こなれた文章であって、「童観」という書名の通りに懇切丁寧である。

帰宅した者の礼法が『童観鈔』には①②③ともに完備している。また『列女伝』をもとに『童観鈔』のカナ書き部分が行なっている大胆な意訳、すなわち『列女伝』の文章からの離れと、『梅草』の文章とが重なり合っていること

は、次に掲げる諸例によって明らかであろう。次に掲げる各例は、最初の行が「梅草」、第二行目以下、行頭を一字下げた各行が、右から順に『列女伝』『語園』『童観鈔』である。

外よりかへられしに

将入私室

室ニ入ントセシニ

外ヨリカヘリテ。室ニ入レハ

肩をぬいでいたり

袒而在内

膚ヲ少著シテ居タリ

カタヌイテ内ニアリ

門にいらんとは誰か有ととひ

入門問孰存

(ナシ)

門ニ入ントスルトキハ。タレカアルト問フ

堂に上らん時は

将上堂声必揚

堂ニ昇トテハ。マツ声ヲ揚

堂ニノボラントスルトキハ。コハツクリシテノボル

〔帯ヨリ下を見る。人のあやまり。見まじき為なり〕

将入戸視必下恐見人過也

戸ニ至トテハ。必下シテ見。是人ノ過チヲ見ル事ヲ。ヲソル、故也

戸ニ入ントスル時ハ。帯ヨリ下ヲミル。人ノアヤマチミマジキガタメナリ

このように抽出することによって、『董観鈔』のカナ書き部分が、言いかえや、説明のことはを補うことによって、『列女伝』から『離れ』ている状態が鮮明になる。それらの『離れ』のうち、『梅草』の表現と重なり合う箇所を、傍線を施して示した。『梅草』の『孟母留嫁』の一話は『列女伝』を原拠とするものであるが、『列女伝』あるいはその書下しの直訳的なものに依ったものではなく、『語園』『董観鈔』のような仮名抄的な冗冗な文体のものに基いているということになる。そして、先の「瀟明一力」の例の検討の結果として得た予見に、この「孟母留嫁」の一話に表われた、数少なくない『離れ』との重り合いの実態を併せて考えるとき、『梅草』の典拠の一として『董観鈔』を認めようという結論に至ることになる。

『梅草』の典拠として『董観鈔』を認めるとするならば、当時その姉妹篇として読まれた、同じく羅山の手になる啓蒙的仮名抄『卮言抄』との関連をも検討しなくてはならない。結論を先にするならば、『卮言抄』との関連を認めることのできる箇所が『梅草』に四箇所ある。しかしその一つ一つを祖上にあげる煩はさけることにしたい。最も短い例一つだけを探りあげ、他は『董観鈔』の場合に得た結論に準拠することにしよう。

『梅草』下巻「物せはしきをきはる事」という題の一話のうちに、次のような文章がある。

老子も。困をおさむるに。余事多きは。民くたびれて。却てみだれなん。小魚を煮に。いろいろ事しげゝれば。碎る物とたとへたり。〔『梅草』下・10〕

『老子』第六十章の「治大国若烹小鮮」が原拠である。『老子』では、その先が「以道蒞天下其鬼不神……」と続い



ていて、『悔草』ほど詳しい説明はない。『韓非子』に、この語について説明をした文章がある。

烹小鮮而数撓之。則賊其沢。治大国而数变法。則民苦之。是以有道之君貴虚静而重变法。故曰。治大国者若烹小鮮。（『韓非子』卷六、解老）

文意においては、ほぼこれで充分であるが、『韓非子』のこの文章を『悔草』にあるように、なめらかなものに変えるのは、よほどの手だれでなくては無理であろう。はたして井上小左衛門にそれが可能であったものであろうか。

『老子』のこの文言を、『韓非子』の解釈に従って冗舌に説明しているものがあれば、むしろそれを『悔草』の依拠した典籍として想定してみた方がよさそうである。そのような条件を、次に掲げるものが満たしている。

治ハ大國ヲ如シ烹ル小鮮ヲ老子經

是ハ。國ヲ治ルニ。余事多紛シケレハ。其國草臥ツカレテ。返テ乱ル、也。小鮮ハ。小魚也。小魚ヲ烹ニ喻フ。甚タ。イロウ事。シケ、レハ。魚碎ケテ。粥ノ如ク成也。……（『脞言抄』13段）<sup>13</sup>

『脞言抄』のこの箇所は、『老子』を『韓非子』の解釈に従って説明しているのであるが、口述の際の羅山の口調が留まったものであろうか、一見『韓非子』を想起させないほどに、漢文臭を脱した、なめらかな文章になっている。そしてそのような文章を、あるいはことば遣いを『悔草』がそのまま取り入れて利用しているありさまが、傍線を施した部分の比べ合せをしてみることによって明らかである。

『脞言抄』『董觀鈔』の他に、『三徳抄』に基いたとすることのできる例をも、いくつか指摘することができる。たとえば、『悔草』上巻十七話に、

季文子と云人。三度しあんして。おこなひければ。孔子聞給ひ。二度思案せば。よろしからんと宣へり。

とある。これは『論語』の

季文子三思而後行。子開之曰、再思斯可。

のことであるが、

季文子ト云人ノ三タビ思案シテ行ヒケレバ、孔子キ、テ、フタ、ビ思按セバヨカラントイヘリ。

という羅山の和訳の方が、『論語』公冶長篇の文章よりも、辞句のはしばしまで近似するし、『梅草』で、この引用に続けて述べられる

又学びても。思案なければ心くらし。しあんすれとも。まなびなければ心に不審おほし。

の典拠を『論語』為政篇の

子曰、学而不思則罔。思而不学則殆。

とするのは不充分であり、『論語集注』にある右の一段の注

不<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>諸心<sub>一</sub>。故昏而無<sub>レ</sub>得。不<sub>レ</sub>習<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>。故危而不<sub>レ</sub>安。

が言わんとするところは近いのであるが、表現に懸隔があって、典拠と認めるのに躊躇させられ、

マナバドモ思按セザルハ、心ニ合点ナクシテクラシ。又、思按スレドモ學習<sub>マナバドモ</sub>ザレバ、心ニフシンアリテラダヤカナラズ。

という『三徳抄』の文言に至って、ようやく『梅草』の先の例と一致するものに逢着した、ということになるのである。

そして、「季文子三タビ思案シテ」と「マナバドモ思按セザルハ」の、『論語』に関連した二つの文言は、いずれも『三徳抄』の「思案分別ト云事ハ」で始まる一話中に存在しているところから、『梅草』の「思案分別をしたふ事」で始まる「しあん分別したふへき事」（上巻17話）と『三徳抄』との間に関連を認められることになる。そうすると『梅草』の、

我心平らかに。しづかなるときに。思ひ出て。理にかなふか。かなはざるか。よく分別あれといへり。  
 という行文も、『三徳抄』の

思案分別ト云事ハ……我心ハマツヱタヒラカニシヅカナルトキニハ思案スル事ハ、アシキ事ナシ。其時ヱ思ヒ出スヲ、理ニカ  
 ナフカ、カナハヌカト、ヨク分別シテスベシ。

を、右のように圧縮して表現したものであり、『梅草』の「……といへり」は、より正確に言えば、「（羅山が）『三徳抄』において）……といへり」なのだ、ということになる。それに続く「余くんにかへりて思はゞ。私におほはれ。まぎれあつてよろしからず」という目慣れない表現を含む一文も「アマリニクンニカヘリテヲモヘバ、必私ニヲホハレ、クラクラトマギレテ、アシキ分別ナルベシ」をなぞったものであることを知り、『梅草』と『三徳抄』との関連が、話柄を同じくすることに基く一致、つまり、たとえば、思案分別を話題に提供するときに、その例話や説明として、一つのパターンが用意されていて、それが当時常用されたことに基く一致ではなく、また『三徳抄』をタネ本にして行なわれた講義や講釈の席に列し、耳から得た知識によって草した文章であるがゆえの一致でもなく、『三徳抄』を座右に置き、ページを繰りながら参照する、あるいはそのようにして筆録しておいたメモの集成（『似我蜂物語』の序文に言う「乞食袋」に基くものなのだ、ということになる。このことは『三徳抄』に限らず『屈言抄』『童観鈔』の場合にも、あるいは『語園』やその他の典拠についても、同様であったものと推測される。

井上小左衛門の「乞食袋」に入っていたものと認めうる『屈言抄』『童観鈔』『三徳抄』を表によって示せば次のようになる。

悔 草		典	拠
上17	我心平らかに……	三徳抄	153ペ
	季文子と云人……	同	154ペ
	学びても思案なければ……	同	同
23	三人おこなふ時は……	扨言抄	一七
25	子産といへる賢人……	同	一五付
29	五穀をはじめ……	同	四四
30	程子の云……	三徳抄	169、170ペ
	子夏と云人……	同	170ペ
33	鉤をぬすむ者は……	童観鈔	一一二
39	孟子外よりかへられしに……	同	一一
中3	王光祿がいはいく……	同	二〇三
5	淵明は子の方へ……	同	一六八
14	東谷は中の居処……	同	九五
19	琥珀は朽ちたる塵を……	同	一六六
悔 草		典	拠
20	恵子か書は……	同	二〇六
21	郭洗音楽を聞て……	同	一八四
28	或はくらき夜行に……	三徳抄	161ペ
	すはだにて劔を……	童観鈔	一三六
	竜も飼馴ては……	同	一〇八
32	鶻冠子にいはいく……	同	三二
	淮南子に……	同	五四
36	唐の盜跖は……	扨言抄	二九付
37	褚季野はしづかにて……	童観鈔	一七八
下10	国を治るに……	扨言抄	一三
20	韓退子かはいはいく……	童観鈔	一二七
21	人の死するは……	同	一一九
37	王侍中がいはいく……	同	一九二

○『三徳抄』は『藤原惺窩 林羅山』（日本思想大系28）に依り、そのページを以て表示した。『扨言抄』は元和古活字版の各話に、上下巻通して番号を付け、利用した。「付」は付随して載せられる関連記事中にあることを示す。

これら一つ一つについての説明は省略する。ただし、表の各例のうち、引用、つまり経書史書等から要言や名言だけを抜き出し、解釈や解説を加えずに記してある場合には、『扨言抄』『童観鈔』『三徳抄』に載るものを利用したのか、漢籍に直接依ったものか、あるいは他の書物に基いたかを明らかにする手だてがない。そのような例をも含んだ表であることを申し添えておかなくてはなるまい。

いままで見てきたところは、いずれも漢籍から名言や逸話を集めた書物であった。『梅草』はそれとは別の種類の書物からも例話や引用を採っている。たとえば『祇園物語』である。

もろこしの戴嵩は絵の名人にて。闘牛の尾を。ふりあげたるを書ければ。牧童ともに。わらはれしと也。(『梅草』下・17)

という戴嵩の逸話は、画論書や画人伝の分野では有名なものらしい。たとえば

蜀中有杜处士<sup>レ</sup>好<sup>レ</sup>書画。所宝以<sup>レ</sup>百数。有<sup>二</sup>戴嵩牛一軸<sup>一</sup>。尤所愛。錦囊玉軸、常以自隨。一日曝<sup>二</sup>書画<sup>一</sup>。有<sup>二</sup>一牧童<sup>一</sup>見<sup>レ</sup>之、拊掌大笑曰、此画<sup>二</sup>闘牛<sup>一</sup>也。牛闘力在<sup>レ</sup>角、尾搐入<sup>二</sup>兩股間<sup>一</sup>。今乃掉<sup>レ</sup>尾而闘。謬矣。处士笑而然<sup>レ</sup>之。古語有<sup>レ</sup>云。耕当<sup>レ</sup>問<sup>レ</sup>奴、織当<sup>レ</sup>問<sup>レ</sup>婢。不可<sup>レ</sup>改也。(蘇東坡『書<sup>二</sup>戴嵩画牛<sup>一</sup>』)

とあるものなど、詳しい。また『事文類聚』も『仇池筆記』を引いて異伝を載せる(前集、卷四十「画者」)。また戴嵩(戴松)の名は『十牛図』のうちにも出てくる(見牛第三)ので、それに付随する話柄として、この逸話の所伝があったかもしれない。それらのいずれに依ったものを、残念ながら明らかにするを得ないが、『祇園物語』に、

戴嵩はよき画師にて。ことに牛をよくせり。しかるに闘牛の尾をふりあげ書候へは。牧童に笑<sup>ちろはち</sup>しなり。

という一節がある。『祇園物語』では、知的に増長することを戒め、謙虚にあらねばならないことを言う箇所に例話として用いられていて、『梅草』の「物事のあやまりは。いかなる人にも有事歟」で始まる一話と文意においても通じる。『梅草』の戴嵩の例話が『祇園物語』に基いていることは、以上のところからも言えるし、その例話を分析してみることによって、さらに明らかになる。『梅草』で、戴嵩が闘牛の尾を振りあげて書いてしまったことを、

戴嵩は絵の名人にて

と書き始めているが、これは『祇園物語』にある

戴嵩はよき画師にて

の言い換え、としてよからう。その後の、尾を掉り上げた鬪牛云々も、『祇園物語』の行文にはほそのまゝ重なる。しかし、『梅草』の、「絵の名人にて。鬪牛の尾を。ふりあげたるを書ければ」という文章は、論理的に奇妙である。鬪っている最中の牛は、角に全力を集中させているので、尾は股間に垂れている、というのが牛飼いたちの常識であり、絵の名人ならば、鬪牛の図をそのように描くはずである。「戴嵩は絵の名人」ナレドモ「鬪牛の尾を。ふりあげたるを書ければ」と、逆接の関係にあるはずなのに、『梅草』の文章では、「にて」という接続辞になぜなっているのかといえ、『祇園物語』にはほそのまま従っているから、としか考えようがない。『祇園物語』にそのまま従ったなら、このようにはならなかった。ほ、従ったから、そのようになっているのである。両者を比べ合せてみると、ほぼ全面的に重り合うが、「絵の名人にて」と、その後の行文との間に、

ことに牛をよくせり。しかるに

という箇所だけが、『梅草』に欠落していることを知る。戴嵩がただの名人ではなく、牛の絵を得意としたことよって後世に名を残したことは、『十牛図』によって、あるいは『君台観左右帳記』に「唐 戴嵩 牛墨絵」とあることよって明らかであり、『祇園物語』が「よき画師にて」と言ったニテは、「ことに牛をよくせり」に順接する辞なのである。そして『祇園物語』は「しかるに」という逆接の辞を置いて、その後の文章に続けているのであるが、『梅草』はその二つを深く省略してしまった——このような過程を想定してみると、『梅草』の論理性の問題は解決がつく。つまり『梅草』下巻第十六話は『祇園物語』の一節に依拠することによって成ったもの、ということになる。

また、雪の山中で、熊に命を助けられながら、人里に帰り着いて後、その熊穴のありかを獵師に教え、恩を仇で報いた人非人の話（『梅草』中・35）も『祇園物語』に依ったものであろう。『続搜神記』に、熊穴に陥った獵師が、食物を分ち与えられた上に、子熊の巣立ちの日に、母熊によって穴から引上げられ、生還することができた、という類話がある。これは『芸文類聚』その他に引用されて、広く知られたものである。『続搜神記』の話は、生還するを得た、というところまで止められており、他人に熊のありかを教えたことや、その報いを受けたという部分を持たない。そのような応報譚までも備えた類話としては、むしろ『新著聞集』（寛延二年刊）巻十四の江州甲賀郡の産婦の話や、『窓の須佐美追加』上巻の薩摩の獵師の話の方が完璧である、ということになろう。しかし、それらのいずれに比べても、『祇園物語』所収の話（上巻35ウ）が、筋立てや用辞の一致などからして、『梅草』に近い。

また、『尤之双紙』に基いた、とすることのできる話も、たった一例ではあるが、『梅草』にある。

おもき物は。ためしの具足。年貢俵。しめり茶うす。笠の雪。へたのうたひ。ぶしやう者の立居と。我ら出づくろひ有し事を  
後悔。（『梅草』下・5）

という短い一段であるが、これは

……尤もきは父母のおん。ためしのかぶとぐそく。簀袴。古布子。年貢俵。商人のかひ道荷。下手譚。上手のくすし。しめり茶うすに。鯨のをし。おつばねののり物。ぶせう物のたち。笠の雪。笠重呉天雪

という『尤之双紙』上巻十九話「おもき物のしなく」のうちから抜き出した「しなく」を、いささか並べかたに変化を与えて利用したもの、とすることができよう。

『語園』『童観鈔』などに、漢籍に基く例話や引用を仰ぐとともに、『祇園物語』や『尤之双紙』などをも典拠として利用していることを知ったいま、関連の有無を検討しておかなくてはならなくなった書物がある。刊行年次の先行

すること二年、同じく随筆類の名で呼ばれる項目に分類される、『ひそめ草』（正保二年刊）がそれである。『蟹草』、『梅草』という題名の類似もまた意味ありげである。

両書関連を認めることのできる箇所は、しかし、意外と少ない。垣の上から首を出した馬を見て、孔子があれば牛だと語ったところ、顔回がいちはやくそのところを解いたという謎立て話（『梅草』上・40）は、『日本説話文学索引』を検索すると、『俊頼随脳』『今昔物語』『十訓鈔』等に同話があるとのこと、説話文学の世界では著名な話柄であったらしい。『ひそめ草』上巻第16話にも載せられている。『梅草』は、孔子・顔回の名を、文宣王（孔子の諡。玄宗皇帝の命名という）と顔淵と、格式ばったものに改めている。また、『梅草』中巻第四話の、娘への教訓短歌も、歌形にいささかの違いはあるが、八首のうち六首までが、『ひそめ草』下巻第1話所収の教訓いろは歌と重り合う。

これらの例を影響関係のあるものとして認めることができるとしても、『孟母留嫁』（『梅草』上・39）と『ひそめ草』下・20）と『肅公売油翁』（『梅草』中・26）と『ひそめ草』上・24）との一致の場合は、それらの例と同日に論じることではできない。なぜならば、『ひそめ草』に載せられているものが、この二例とも、その典拠と目することのできる、それぞれ『童観鈔』十一段と『語園』上巻第五十五話の、そっくりそのままの引用だからである。『梅草』が『童観鈔』『語園』に直接依ったものか、『ひそめ草』を通して間接的に摂取したものなのかの判断を下すことができない。また、『ひそめ草』には『女訓抄』とともに『語園』が典拠として頻用されている。『語園』と『ひそめ草』『語園』と『梅草』という関係をそれぞれ認めることができるのにもかわらず、『語園』『ひそめ草』『梅草』という三者に共通している話柄として、この「肅公売油翁」の一例しかないということが、『ひそめ草』を經由しての『語園』の利用、という筋道の認定を躊躇させる。『童観鈔』の場合も、また同じである。

むしろ『ひそめ草』と同じく随筆類に属する仮名草子で、『梅草』に刊行年次の先立つこと五年の『可笑記』（寛



永十九年刊）の方が関連が濃いとすることができる。たとえば『梅草』上巻37話の場合を探り上げてみよう。「ぶれいをしかく共堪忍の事」と題するこの一話は、理不尽な言いがかりをしかけられても、適当にあしらって済ませるべきであり、無用な争いに巻き込まれて、身命を害することがあってはならない、と教訓する。その例話として、若年の韓信が群衆の面前で暴漢の胯下を潜りぬけた、いわゆる韓信胯ぐりの逸話を載せる。この話の原拠は『史記』淮陰侯伝であるが、『可笑記』巻五―80に載るところに、話の構成も、使用される表現も、ともに近似する。おのおの本文をここに載げることがを省略して、さきに「孟母留嫁」の一話の比較を行なった際の方式にならって、辞句の関連のみを並列的に示せば、次のようになる（各例、右から『梅草』『可笑記』『史記』の順である）。

大男の大力にて。長き刀を好みり。

せいたかくこえふとり、大力にてながき刀をさし、

（淮陰屠中少年有梅信者曰。）若雖長大好帶刀劍、中情怯耳。

おめくと勝のした。身をくづめて通けり。

おめくとかのまたぐらをくづり、腹ばいして通られければ、

俛出袴下浦伏。

天晴。韓信か心。各別也。小事に身をいたはり。恥をしのび。大事に至つては。身命おします大功をこのめり。

かんしんの心ざしは、つねの人の心ざしとは隔別にして、小事には身をいたはり、命をおしみ恥をしのびいかりをしづめ、大事にあたつては、身をいたまず命をおします、恥をきよめいかりをふるふ。

〔ナシ〕

七十余度のたゝかひに。名譽の功をなし。

七十余度の合戦に、名譽を天下にあらはし威をふるひ、

〔ナシ〕

この他に、この事件の起った場所を長安とすること、韓信が齊の国王に任せられたときに、無道をしかけた者どもを召し出して奉公をさせた、とするところなどは、『史記』本文とは相違しているが、『梅草』と『可笑記』とは一致する。

種類を変えて、例をさらに提出してみる。『甲陽軍鑑』に、据え物斬りを得意とした信玄麾下の武将今福浄閑齋の次のような逸話がある。愛児が続けて病死したとき、それを試し斬りと結びつけての風評が立ったが、禪の心得のあった浄閑は、前世の因縁と悟って、とりあわなかった、という。信州竜雲寺法興和尚が甲州へ来た折りのことである。挨拶に出向いた浄閑に、無用の殺生をやめるよう諭したところ、自分が切るのではなく、囚人の罪科が切らせるのだと答えて、とり合わない。すると和尚は、いろりに炭をついでくれるようたのむ。作法通りに、手で炭をいけたのち、手を拭いたとき、和尚の発した「炭焼の手こそよごれ候はんずれ」との語を得て、浄閑は以後試し物を断った、という（『甲陽軍鑑』品第四十下）。

『可笑記』巻三―20にも、二千人も切ったという「ためし物の上手」の話がある。寺に参って、僧から戒められたが、生命あるいは朋輩の依頼で切るのだから、罪と思わないとうそぶく。すると僧は、庭前の柳の雪を払ってくれるようにと頼む。侍が雪を振り落してから、袖や頭の雪を払ったところに、「何しにはらひ給ふぞ。それがしの頼申候間、それがしにこそちりかゝるべき事なるをや」と言われて、はたと悟り、据え物斬りを断ったという話である。侍にも僧にも固有名詞が与えられていず、いろりの炭が柳の雪に変わってはいるが、これを『甲陽軍鑑』の今福浄閑と法興禪師の逸話に基くものとして支障なからう。<sup>47)</sup>

『梅草』にも、次のような類話がある。

所作にもあらて。殺生をこのむ人に。有僧罪ならんと教化す。仰尤なり去ながら。殺生せよ。せつしやうせざれば。地ごくに入事矢のことしと聞時は如何に。僧のいわくわく。それは自性悟道の上なり。そなたの思ひよりとは。各別ならんといへり。答て生命ならはいかにや。僧尤といひて。扱あれ成松の雪の。枝重けなり。払てたべと頼む。安き事とて。松のもとをとらへ。ふり落す処に。かしらや袖に。雪のかゝるを打はらふ。其時僧のいはく。某の頼むなれば。我にこそ雪は。かゝらめと云ければ。彼人思ひ当つて。殺生をやめけるとかや。〔梅草〕中・7）

教化を受ける人物は、据え物斬りの名人とはなく、「所作にもあらて。殺生をこのむ人」という抽象的な言いかたがされており、そのような人物設定に従つて、前半は『可笑記』とは、少し趣きを異にしている。しかし、枝の雪云々以下では、柳と松との違いはあるものの、話の筋が近接してくる。その上に、

扱あれ成松の雪の。枝重けなり。払てたべと頼む。〔梅草〕

いかにあの柳に雪つもり、枝おもげにみえ候。はらひたびてんやと仰ける。〔可笑記〕

かしらや袖に。雪のかゝるを打はらふ。〔梅草〕

かしらや袖の上に雪ちりかゝり候間、打はらひ候へは〔可笑記〕

という辞句の一致も、後半に至つて現われてくる。『梅草』のこの例話は『可笑記』に載るところに基くものとするのがよろしかろう。また、そうすることによって、前半の「生命ならはいかにや」という種類の「所作にもあらて」行う殺生とは何なのか、が明瞭になる。

『梅草』のこの一話の前半部分は、『可笑記』に基きながら、そこから離れようと努めたことが原因して不明瞭になったもの、と推察される。同様の例が外にもある。

『梅草』中巻第五話は「人は居所によしあしの事」という題であつて、「人は居所によつて。所作のよしあし有と

いへり。奉公すとも。主君の。身のおさめを。見たてつかへよ。」との提言が冒頭にあり、「たとへば」として次のような例話を載せる。

鼠をみるにも。むさき物をくらるなから。猫やいたちの。見ん事をおそる。又蔵の内にすむ鼠は。俵の中に居て。物におそる。愁こそなかりけれ。

この一節は、文意を汲むのがむずかしい。居所のよしあし、主君の善悪、「むさき物」を食う鼠と「俵の中」に住む鼠の幸不幸とが、どのようにつながって文脈をなすのか。それぞれを何らかの連想によって結びつけ、一つの意味を得ることが可能なように見えながらも、しかし、いっこうに分明ではない。

その文意を解く鍵は例話のうちにある。この例話は「むさき物」を食う鼠と、「俵の中」に居る鼠とを対偶的に述べ、住まう所によって鼠に幸不幸のあることを言っているらしい。「俵の中」に居る鼠の住居が、「蔵の内」であることは明記されている。「むさき物」を食う鼠の居所が省略されているのである。そしてそれは廁（もしくは「雪隠」）でなければならぬ。この例話は原拠を『史記』にまで遡る秦の李斯の逸話なのであり、『悔草』は『語園』上巻第十七話もしくは『可笑記』巻五—二に依っている。そのどちらに依ったものかは、省略が大胆に過ぎるので、明確にしにくい。『語園』に「舎ノ廁」、『可笑記』に「雪隠」とある。大胆にも「あのねずみさへ住家の善悪によつて食物までもよしあしあり。人も又其すみかのよしあしによつて、身上万事の高下あるべし」（『可笑記』）、あるいは「賢ト。不肖トハ。タトヘバ。ネツミノゴトシ。自居所ニヨル」（『語園』）。『史記』の本文は「人之賢不肖、譬如鼠矣。在所自処。」を消し去ってしまったがために「居所」「主君」とこの例話との関連が不分明になってしまった。「居所」とは食餌を左右した鼠の居所のことであるとともに、李斯の賢不肖を決した「主君」の比喩なのである。李斯は鼠の二様の生態を見て、決意するところがあり、郡の小吏の職を捨てて、秦王（後の始皇帝）の膝下についた、という。

『梅草』は、贅言を省き、要を摘みながら『可笑記』の記述を利用しているようである。中巻第二十九話にある的盧の例話もそれである。

唐に有人。ひたいより。口のもとまで。白すじ通る馬をもてり。其ぬしの為あしき相なり。売かへよと云は。我為あしきとて売かへば。又さきの者ためあしからん。と云て。其まゝ置けり。何の禍もなく。長命に有しと也。

この例話は晉の庾亮の故事であり、次に掲げる『可笑記』の記事との関連を想定することができる。

むかし、もろこしにゆれうといへる人あり。てきろとてひたいより口の内まで、白き筋のとをりて、悪相のある馬をもてり。此馬は主のためにわるき相なり。いそぎうりかへ給へと、ある人申ければ、ゆれうきゝて、扱はぬしのためわるき相ある馬にて候や。御しらせかたじけなし。去ながら、我ためわるきとてうり候は、買たる人のためわるかるべしとて、つゐにうらざりけり。さあれば其悪相もかへつて吉相と成て、ふつきせられしとかや。まことに仁儀にたつせし人は、みなかくのごとし。〔『可笑記』五一—53〕

『可笑記』のこの一話の典拠は『童観鈔』である。『童観鈔』に、出典を「世説」〔『世説新語補』のことらしい〕として、次のようにある。

又云。庾亮乘馬有<sup>レ</sup>的盧。或<sup>レ</sup>語令<sup>レ</sup>亮曰。売<sup>レ</sup>之。必有<sup>レ</sup>買者。即害<sup>レ</sup>其主。寧<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>安己<sup>レ</sup>。而移<sup>レ</sup>於他人<sup>レ</sup>哉。

馬ノ白キヒタイアリテ。口ヨリ齒マテトホルヲ。的盧ト云フ。此馬ハ。主人ノタメニ不吉ナリト云伝タリ。亮ニウレト云ケレハ。我ウラハ。買フ人アラン。其人ノタメニアシカルヘシトテ。ウラサリケリ。〔『童観鈔』177段〕

『童観鈔』のこの一段が『可笑記』巻五—53の典拠であることについて、ここで論証する必要はなからう。『梅草』中巻第二十九話が『可笑記』『童観鈔』のどちらを利用したものかについて考えてみることにしよう。『梅草』は、話の運びかた、文章の長さなど、一見して『童観鈔』のカナ書き部分、すなわち羅山による和訳に近似しているように思われ

る。文体も、『可笑記』よりは『童観鈔』に近い。『可笑記』は、この短い一話のうち「主のためにわるき相」を二度、「馬」という語を三度くりかえすという冗舌ぶりである。しかし細部に立ち入って比較するならば、『悔草』の表現は『童観鈔』ではなく、『可笑記』に基いたものであることは明らかであろう。「ひたいより。口のもとまで。白すじ通る馬」は「馬ノ白キヒタイアリテ。口ヨリ齒マテトホルヲ。的盧ト云フ。」（『童観鈔』）ではなく、「てきろとて、ひたいより口の内で、白き筋のとをりて」（『可笑記』）に酷似し、「其ぬしの為あしき相なり。売かへよ。」も、「主人ノタメニ不吉ナリト云伝タリ。亮ニウレト云」（『童観鈔』）ではなく、「主のためにわるき相なり。いそぎうりかへ給へ」（『可笑記』）に、「我為あしきとて売かへば」も「我ウラハ」（『童観鈔』）ではなく、「我ためわるきとてうり候はゞ」（『可笑記』）に酷似する。また、庾良的の虚を売り払わなかった結果として、「何の禍もなく。長命に有しと也」と『悔草』にあるが、『童観鈔』には、それに類する記述はなく、『可笑記』に、「悪相を吉相に転じて、庾亮が富貴になった、とある。『童観鈔』でこの逸話は、禍いを他に転嫁することのなかった庾亮の高潔な人がらを語るものなのであるが、『可笑記』はそれを、陰徳陽報あるいは因果応報譚に転じ、仁義に達することの得を訴えようとしているのである。庾亮の徳ではなく、得を言っている。『悔草』も『可笑記』の利害得失路線に乗って「何の禍もなく。長命に有しと也。」と言っている。以上の諸点から『悔草』の的虚の例話の典拠もまた『可笑記』である、ということになる。

ところで、ここで問題にせねばならないのは、すでに検討をしたところではあるが、『童観鈔』もまた、『悔草』の依拠した典籍の一として認定でき、『童観鈔』は、また、『可笑記』の典拠でもある、ということである。これが偶然の一致、つまり、『悔草』の作者が、『可笑記』に『童観鈔』を利用した箇所のあることに気付いていなかったとするならば、『童観鈔』は、教訓好きな仮名草子の作者にとって、例話の宝庫として利用できる便利な書物であった、ということだけで終る。しかし、もし気付いていたとしたならば、そこから新たな問題が生ずる。そのどちらだったので

あろうか。

『可笑記』と『梅草』とが、『童観鈔』の同じ記事を例話として用いているケースがいくつかある。そのうちには、偶然の一致、つまり、『可笑記』の記事が『童観鈔』の利用なのだということに、『梅草』の作者が気づくことなく、再び利用した、と考えられなくもない例もある。たとえば、曲名も知らずに音楽をほめたとして非難を受け、姓名がわからなくとも美女を美しいと感じる妨げにはならないと反論したという、『童観鈔』184段に載る郭洗馬の逸話を、『梅草』は、そのカナ書き部分を、辞句を追ってほぼそのまま利用している。『童観鈔』のこの一段は『可笑記』（二一—14）にも利用されている。ただし『可笑記』は、郭洗馬を、江戸城の町入能に招かれて帰った町人に転じて原話から離れている。あるいは『可笑記』のこの翻案が、『童観鈔』に基くことに、気付くことなく読み過ごされることもあったかもしれない。また、世俗と妥協することによって時勢を教導しようとした王光祿のことを屏風に諭えた例話の場合も、同じであろう。『童観鈔』203段を、『梅草』（中・3）はほぼなぞり書きするように利用しているが、『可笑記』（四—31）は『童観鈔』が和訳に続けて付言する「世俗ノ云ナラハシニマカラネハ世ニ立ラレヌト云フハ。コノ意ナルヘシ」という箇所から、「世俗ノ云ナラハシ」すなわち『可笑記』のことばで言えば「げらうの詞」を抽いて冒頭に据え、『童観鈔』の論旨を汲むことによって一段を再構成しようとして心がけている。この例の場合も、『童観鈔』に依ったことが看過されるということがあったかもしれない。

しかし、

……祖楊ハカタヌキハタカナリ。スハタニテモ。劍ヲトリテマツトキニハ烏獲ホトナル大力モ。タヤスクチカツカス。ヨロイヲキ。ホコヲモチテモ。ユダンシテフシネルトキハ。童子モコレヲ射コロスナリ。（『童観鈔』136段）

という文章を

すはだにて。劍をとらんと待時に。たやすくは近よろじ。又鎧を着、鉾を持とも油断あらば。童子にもころさるへし。『梅草』中・28)

と利用した者が、

蘇老が詞に、たとへばかたぬぎあかはだかに成ても、劍をひつさげほこをよこたへ、まちかくる所へは、いかなる大力勇者も、たやすく近寄がたく、たとひ鉄のよろひ甲を着、鉄杖らんばのつるぎをおびたりとも、油断をしていねむりたる大敵をば、いかなる童も是をほろぼすといへり。『可笑記』二一七)

と、『童観鈔』をやや冗舌にはあるが祖述した記事に気付くことがなかったと、考えることはできない。なぜならばこの引用が載っている『可笑記』巻二一七のうちから「内ねつをさまさんとて、冷薬を用る事」云々という比較の長い記述を、『梅草』はそのまま採って、「内熱さまさんと冷薬用は本治なれと……」(『梅草』中・28)と活用していること、また、『可笑記』のその次の段、つまり巻二一八にある「屏風しやうじなど絵がゝんには上手をえらび……されば絵師のへたなるにかゝせ、名もなき悪筆を用ゆる事、あるじの心おろかにつたなくぞみゆる。」も『梅草』に「あるは屏風障子などの。絵も文字も。かたくななる手跡の見ぬ(マ)きよりも。あるじの心つたなく見ゆる」(『梅草』中・14)と活用されていること等によって、さきのように言えるのである。

『梅草』は例話や引用を、経史諸書の要言を撰んで解釈を加えた『卮言抄』『童観鈔』等の書物に仰いだけではなく、今日仮名草子随筆類という名称で一括される、『梅草』と同種類の書物からも材料を得ている。そして後者については、例話や引用に限らず、たとえば居所のあらまほしきありさまとか、客を接待するに当っての心得など、美意識や行動模範に関する主張にまで及んでいる。目に触れ、手の及ぶところにある書物から、貪欲に摂取しようとする知識欲を、そこに見ることができると、また、そのような手近からところから得たものをただちに自己主張に転ず



る、啓蒙的姿勢の性急さをも同時に感じないではいられない。これは『梅草』に限らず、極言すれば仮名草子全般にわたって、その濃淡の差はあるものの、等しく見ることでできる傾向であろう。さらに言えば、啓蒙期というものは、ことほどさようにあわただしい時代であった、ということになるのであるうか。

『梅草』と『祇園物語』『可笑記』との関連を表によって示せば、次のようになる。

梅草		典拠	
上 8	或はおつと。大切ならば……	可笑記	五—83
10	奉公人の心入は……	同	五—27
11	過分の利欲には……	同	五—11
12	口は善悪の門……	同	二—26
22	三品かたらは一つはのこせ……	同	五—47
	友ならぬ(和歌)……	同	五—22
	人とかたらは……	同	三—34
29	実や春のあした。秋の夕へ……	同	五—48
31	物見などに。前の人……	同	一—17
34	慈悲は。有たき事なり……	同	五—56
37	韓信と云人……	同	五—80
中 5	たとへば鼠をみるにも……	同	五—2
梅草		典拠	
7	所作にもあらて。殺生を……	同	三—20
14	屏風障子などの……	同	二—8
	客をまふけは……	同	三—23
29	唐に有人。ひたひより……	同	五—53
30	おもき病なれば……	同	四—28
	唐の名医たちは……	同	一—34
	今の世に脈を伺ひて……	祇園物語上	42才
	内熱さまさんと……	可笑記	二—7
35	むかし山人。雪にふみ迷ひ……	祇園物語上	21ウ
下 15	或人。焼木にせんと……	同	上12才
16	もろこしの戴嵩は……	同	下26ウ
跋	梅根性。煮ても……	同	上25才

四

『扨言抄』と『童観鈔』とは、『可笑記』の典拠でもある。『梅草』の典拠として『扨言抄』あるいは『童観鈔』

とともに『可笑記』が認められるとすると、たとえば『可笑記』が『童観鈔』に取材して掲げた例話と同じものが『梅草』にも利用されるという場合がありうる。このような場合、『梅草』はそのどちらの書物に依ろうとしたか。『童観鈔』をもとに、冗言を加えて平明達意を心がけた『可笑記』の文章をもとにしているのか、『童観鈔』に直接依拠しようとしているのか、であるが、さきに『梅草』『可笑記』間の関連を論証するための例として掲げた「庚亮的虚」の場合は前者であった。しかし、次のような例もある。

『梅草』中巻十四話は「住家は。とりつきをやすらかに。夏を心にかけて作れとや。」と『徒然草』五十五段を踏まえた文章によって始まり、来客を迎えるという観点からする住居論が展開され、やがて論点が来客を接待するに當つての心得に折れ曲つて行く。その途中に、やや唐突に、

東谷は中の居所。下の衣服。上の食物とあり。

という一文が現われる。これも先に触れたところであるが、『梅草』のこの一段には、前半の住居論に『可笑記』巻二―8の利用があり、後半の接客論も『可笑記』巻三―23の論旨に従っているのであって、『可笑記』との関連の色が濃いにもかかわらず、東谷云々の箇所は、

むかし、唐の明州に陽東谷といへる賢人あり。其詞に曰、人間に三のしな有。上の食物、中の家る。下の衣裳。〔可笑記〕二―14〕

という記事をもって、典故と認めることはできない。『童観鈔』が『揮塵新談』を引用して紹介する湯東谷の長文の語を、羅山が要約してみせる

……湯東谷カコ、ロハ。中ノ居処、下ノ衣服、上ノクキモノト定メタリ。〔童観鈔〕95段)

に基いている、とせねばならないことは、ここに掲げた三つの引用を一瞥することによって明らかであろう。

『童観鈔』あるいは『卮言抄』と、『可笑記』『梅草』の三者の間に共通する話柄が存在している場合、庾亮型と東谷型ともいうべき対称的な二つのタイプがある。しかし前者はこの「庾亮的慮」のケースただ一例だけであって、残りすべて東谷型すなわち『可笑記』に存在するものではなく、その典拠である『童観鈔』ないしは『卮言抄』に直接依っているのである。なぜ『可笑記』ではなく、『童観鈔』あるいは『卮言抄』に基こうとしたのか。このように発問したならば、『梅草』の作者井上小左衛門が、如儡子よりも羅山の方に權威を認めた結果、あるいは、原典に少しでも近づこうとする学問的情熱のしからしむるもの、『可笑記』に存する誤植や誤解（たとえば『可笑記』の「陽」東谷は湯東谷の誤り。「唐の明州」も「明朝人ナリ」の誤解。どちらも『童観鈔』を参照することによって明らか）を恐れての所為、などとさまざまな答えを想定することができる。

この想定問答に、解答をもう一つ付け加えることができよう。井上小左衛門の採ったこのような態度が、『可笑記』を繙読することを通して、例話や引用の宝庫としての『童観鈔』の利用価値を知り、『可笑記』のひそみに倣ったことを問わず語りしているものである——と。この点については、むしろ『梅草』と『ひそめ草』との関係を例にして説明した方がわかりやすい。

『ひそめ草』と『梅草』とは、本文同士の関連は、それほど密接ではない。それ以外の点において両書は共通性を持っている。それは、ともに『語園』を例話の典拠として利用している点であり、依拠する例話の数がそれぞれに多い。三者の間の関係は、『語園』からの流れというかたちで言うならば、『語園』から『ひそめ草』を経由して、『梅草』に到達するルート他に、『ひそめ草』を経由せずに直接に至るルートがあって、『語園』と『梅草』の間はこの二つのチャンネルによって結ばれている、ということになる。ところが、『ひそめ草』が同じく例話の宝庫として活用している『女訓抄』の場合には、三者の間の関係は、『女訓抄』→『ひそめ草』→『梅草』というルートし

か存在せず、『女訓抄』↓『梅草』という直接的なルートを認めることができない。つまり一チャンネルしかないのである。

『ひそめ草』にとつて、共に有力な取材源であった『語園』と『女訓抄』へ向けての『梅草』からのこのチャンネル数の違いの問題は、次のような図式的な考えかたをすることによって、解決の糸口を見出すことになる。つまり、『梅草』から出発したラインは『ひそめ草』から、さらに遡って『語園』に至り、そこから『梅草』にもどつて環状線を描く。もう一つのラインは『梅草』から発して『ひそめ草』までは至るが、その先が『女訓抄』に接続することがないので、『ひそめ草』から折り返して帰ってくる。すなわち『梅草』(の作者)は『ひそめ草』の背後に『語園』の存在を見出し、そこから『ひそめ草』には採られなかった新しい話柄を取ることができた。しかし『ひそめ草』のもう一つの典拠には気づくことができなかったので『女訓抄』に出自を持つ話柄は、『ひそめ草』に採り上げられたもの以外には『梅草』に利用することができなかった。

『童観鈔』『可笑記』『梅草』の三者の関係も、この環状線を描くものであり、しかも、『童観鈔』↓『梅草』という直接的な関連の例の数の数が圧倒的に多いということも『語園』↓『梅草』の場合と共通する。これは、もう一方のルートである、それぞれ『可笑記』あるいは『ひそめ草』を経由する間接的な関連を目立たせまいとしたこと、つまり『可笑記』や『ひそめ草』によって『童観鈔』や『語園』の存在に開眼したことを隠蔽しようとする意識の顕現だったのではあるまいか、とも想像してみたくなる。『梅草』は『ひそめ草』と『可笑記』とから、『童観鈔』や『語園』の存在を教えられたのみではなく、これらの書物をひそかに(依拠した典籍名を明示せずに)利用することによって、労を払うことなく、漢籍の諸書に通暁しているかの印象を読者に植えつけることができ、教訓教誡に威厳を与えることができるということをも学びとったのではあるまいか。『語園』『童観鈔』あるいは『卮言鈔』は、いずれも所引の

文章に原拠名を一つ一つ明記している。兼良や羅山のこのような態度を、井上小左衛門は見習おうとはしていない。『可笑記』や『ひそめ草』のひそみに倣って、この点でも仮名草子随筆類の一員であることに忠実であった。

五

『徒然草』や『沙石集』は近世初頭には広く読まれた書物であるが、『梅草』のうちにもいくつかの利用の痕を見ることが出来る。「つれ／＼草に」（上・40）「つれ／＼草には」（中・25）「兼好も……といへり」（上・13）などと断つての引用の他に、松下禅尼の儉約を述べる逸話（上・19）や「養をみれば双六を思ふ」云々の箇所（中・11）も『徒然草』に依ったものである。また『沙石集』に出自を持つものとして、たとえば「白居易も人毎に一癖あり。我くせは。章句にありといへり」（上・31）とか、「仏も飢の為に。出家受戒の者多からんと。宣へり」（上・34）などあるが、これらは措辞の異同によって、『沙石集』を直接参照しての引用ではなく、『可笑記』（それぞれ五―14と五―18）にすでに用いられているものの再利用とすることが出来るものようである。

この他にも、まだいくつかの書物を利用しているにちがいない。たとえば、王範の深慮を述べる長文の逸話（下・13）や、九段にわたる年中行事の解説（下24―32）、下巻々末にまとめられた仏教的内容の諸段なども、基くところがあつての叙述であろう。それらもまた、耳からの知識ではなく、書物に依るものであり、そのページを繰っての利用であつたと推察される。口承ではなく、書承による説話の摂取が、この書物にだけみられる特異なものであるか、仮名草子全般にわたる一般的傾向であつたのか、他の作品の場合をもさらに調べてみなくてはならない。

註

- (1) 『梅草』に「つたなき。われらごときの。牢人なりし其時は。心もともにおちぶれて。人のきげんをまもりへつらひし。其有様を忘れけん。今なんぞ威高ぶらんや。をろかにあさまし。しかも己が身上何程そ。思ひしれかし」(下・12)とあって、浪人生活を脱した「身上」にあることが語られている。再仕官先が徳川家であったことについては『近世文学未刊本叢書 名草子篇一』(昭三二、養徳社)の中村幸彦・木村三四吾氏の「解題」参照。
- (2) 中村幸彦氏『近世小説史の研究』(昭三六、桜楓社)49～52ページ。
- (3) 川瀬一馬氏『増補古活字版の研究』364～368ページ。
- (4) 『梅草』は前掲『近世文学未刊本叢書』所収の本文(底本、正保四年版)を、慶安二年再版本を参照しながら利用した。ただし、必要な場合以外は、漢字のふり仮名を省略した。上中下巻それぞれに整理のための番号を付した。
- (5) 『語園』は下巻末に「桃華老人撰」とあり、一条兼良の著述とされる。古活字版もあるが、『梅草』刊行の年次に近い寛永ごろ刊整版本(古活字版の覆刻)の本文を、上下巻に整理のための番号を付して利用した。
- (6) 「七集事文類聚 百本アリ。前集六十巻、後集五十巻、続集三十八巻、別集三十二巻、右四集宋ノ祝穆編集ノ事文類聚ナリ。理宗淳和六年祝穆自序アリ。祝穆ハ和父朱子室人ノ姪ニテ朱子ノ弟子ナリ。新集三十六巻、外集十五巻、コノ二集ハ南江ノ富大用、遺集十五巻、建安ノ祝淵編集ス。右合テ七集事文類聚トス。七集共ニ目錄アリ。寛文六年、弘文林子ノ跋アリ。点者。」(『倭板書籍考』)。古活字版が数種あるが、いずれも白文なので、送りがな・点のある寛文六年刊整版によって引用した。
- (7) 寛永十五年、風月宗智刊本による。
- (8) 以下に利用する『童観鈔』は初版本とされる寛永無刊記本であり、上下巻に通し番号を付けた。『童観鈔』には二種類の活字翻刻本があるが、翻字と配列順序の恣意を嫌って利用を避けた。
- (9) 広田二郎氏『芭蕉の芸術』(昭四三、有精堂刊)150ページ。
- (10) 米倉利昭氏『わらんべ草(狂言昔語抄)研究』(昭四八、風間書房刊)157ページ。
- (11) 『わらんべ草』との一致は、『梅草』とともに『童観鈔』を典拠としているところから来たものであろう。『童観鈔』を丸どりに利用している箇所を『わらんべ草』には、なお数例指摘することができる。
- (12) これをもとに『仮名列女伝』(明暦元年刊)は、次のような文章を草している。対照することによって、『童観鈔』や『梅草』が直訳を避けた文章であることが明らかになるので、一節を掲げてみる。「……夫れ礼に門に入らんとする時、孰(た

れ）が存する、と問ふは、敬を致す所以なり。堂に上らんとする時、声を必ず揚ぐるは、人を戒むる所以なり。戸に入らんとする時、視ること必ず下すは、人の過を見ん事を恐れてなり……」

(13) 『卮言抄』は本文を元和六年跋の古活字版に依り、その覆刻である寛永ごろ刊整版に従って句読点を加えた。

(14) 羅山自記の跋文によると『卮言抄』は、ある人のもとで『論語』を講じた折り、講余に受けた経史の要語に関する質問に、

諺解を口授したもの、とある。ある人とは、『倭板書籍考』によれば筑前大守黒田長政とのこと。

(15) 「予が此年まで聞き事共書置ける書物に乞食袋と云もの有世の人の為に自然は一行なり共ならんかしと思ひ品々の詞を綴りあらはし侍る故に此双紙を似我蜂と名付る事……」（『似我蜂物語』序）

(16) 『芸文類聚』巻九五、『太平御覽』巻九一八、『太平広記』巻四四三、『貞初新志』巻一八、『事文後集』巻三六等。

(17) なお、『可笑記』と『甲陽軍鑑』との関係については、田中伸氏他『可笑記大成』（昭四九、笠間書院刊）757～761ページを参。

(18) 拙考「『可笑記』の当世批判」（『文学』昭52・11）参。